

三沢市学校運営協議会取扱要綱

令和3年9月27日

(目的)

第1条 この要綱は、三沢市学校運営協議会規則（令和3年三沢市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議会の設置)

第2条 協議会を設置する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、学校運営協議会設置申請書（様式第1号）を三沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出する。この場合において、2以上の対象学校について1の協議会を置こうとするときは、それぞれの学校長が連名で申請を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により提出があったときは、学校運営協議会設置通知書（様式第2号）により当該校長に通知するものとする。

(委員の推薦及び任命)

第3条 規則第8条第1項第3号に掲げる対象学校の運営に資する活動を行う者とは、地域コーディネーターその他教育委員会が認める者とする。

2 対象学校の校長は、規則第8条第2項に規定する申出を行う場合には、学校の特色に応じ協議会の委員として適任である者を選定し、学校運営協議会委員推薦書（様式第3号）を教育委員会に提出する。

3 教育委員会は、規則第8条の規定により任命した委員に対し、委嘱状を交付する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、会長宛に議事の委任状を提出した者は、出席者とみなす。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し（委任状を含む）、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の運営に関する必要な事項は、委員会に諮り会長が定める。

5 協議会は、会議の結果に関する情報を広く地域住民等に積極的に提供するよう努める。

(会議の書面表決等)

第5条 止むを得ない理由のため会議の開催が困難なときは、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって決議することができる。

2 委員は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前条第2項及び第3項の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(部会の設置)

第6条 協議会は、対象学校における教育活動の改善等を図るため、部会を置くことができる。

2 部会の運営その他部会に関し必要な事項は、協議会が定める。

3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会及び部会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、予め会長から傍聴の許可を得なければならない。

2 会議の傍聴に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(基本方針の承認)

第8条 規則第4条第1項各号に掲げる事項の具体的な内容については、協議会が対象学校の校長と協議のうえ、対象学校の実態に応じて定める。

(意見の申出)

第9条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第6項及び第7項に規定する意見の申出は、学校運営等に関する意見申出書（様式第4号）により行うものとする。

(活動状況の報告)

第10条 対象学校の校長は、協議会の活動状況について、学校運営協議会活動状況報告書（様式第5号）を作成し、教育委員会に提出する。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、規則第16条の規定による委員の解任を行うときは、委員に対し、学校運営協議会委員解任通知書（様式第6号）を交付する。

(事務局)

第12条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会議の開催案内、運営、議事録の作成、広報等に関わる事務を担うものとする。

3 事務局長は、対象学校の教頭がこれに当たる。ただし、2以上の対象学校について1の協議会を置こうとするときは、各学校の校長が協議のうえ、定めるものとする。

(その他)

第13条 協議会は、規則及びこの要綱に定めるもののほか、法令及び教育委員会が定める規則並びに協議会の設置目的に反しない範囲において、その運営について必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 協議会の設置及び委員の任命に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

第 年 月 日 号

（あて先）三沢市教育委員会

学校名
学校長名

学校運営協議会設置申請書

学校運営協議会の設置にあたり、三沢市学校運営協議会取扱要綱第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 学校運営協議会の設置を希望する日
年 月 日
2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ記載）
3. 学校運営協議会の設置にあたっての申出事項

三沢市教育委員会指令第 号
年 月 日

学校名
学校長名

三沢市教育委員会

学校運営協議会設置通知書

年 月 日第 号付けで申請のあった件について、下記のとおり学校運営協議会を設置したので、三沢市学校運営協議会規則第3条第2項の規定により、通知します。

記

1. 設置する学校名
2. 学校運営協議会の名称
3. 設置年月日
年 月 日
4. 注記

第 年 月 日 号

（あて先）三沢市教育委員会

学校名
学校長名

学校運営協議会委員推薦書

三沢市学校運営協議会取扱要綱第3条の規定により、下記の者を委員の候補者として推薦します。

記

1. 候補者

ふりがな 氏名	要件区分※	備考

2. 委嘱の日 年 月 日から

※要件区分には、三沢市学校運営協議会規則第8条に定める要件区分を記載すること。

第 年 月 日
号

（あて先）三沢市教育委員会

協議会名
協議会長名

学校運営等に関する意見申出書

三沢市学校運営協議会要綱第5条の規定により、下記のとおり申出ます。

記

（申出事項）

第 年 月 日
号

（あて先）三沢市教育委員会

学校名
学校長名

学校運営協議会活動状況報告書

学校運営協議会の活動状況について、三沢市学校運営協議会取扱要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 学校運営協議会の活動状況

開催日	主な内容
年 月 日()	
年 月 日()	
年 月 日()	
年 月 日()	
年 月 日()	
年 月 日()	

2. 開催の成果
3. 次年度に向けた課題
4. 次年度の目標
5. その他参考となる事項

第 号
年 月 日

殿

三沢市教育委員会

学校運営協議会委員解任通知書

三沢市学校運営協議会規則第16条第1項第 号の規定に該当することから、学校運営協議会委員を解任するとともに、同条第3項の規定により、その理由を通知します。

記

1. 解任する期日 年 月 日
2. 解任する理由